

令和6年度からの

介護保険料改定

のお知らせ



介護保険料は3年ごとに見直され、令和6年度からは**第9期（令和6～8年度）**宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が始まりました。今期は、高齢化に伴う介護サービス利用者の増加や施設整備、介護報酬の改定などの影響により、介護給付費の増加が見込まれますが、所得段階の多段階化や市の介護給付費準備基金を取り崩すなどして必要額を確保しています。

第9期

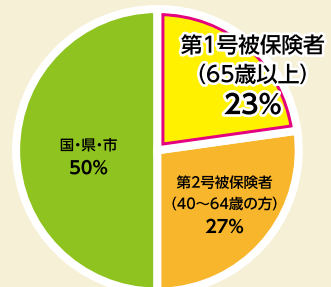
宜野湾市介護保険料の主な改正点

- 介護保険料の基準額は
第8期と同額 6,500円/月(78,000円/年)
- 所得段階を14段階(8期)→15段階(9期)**
とし、第1号被保険者間で所得の再分配機能を強化し、第1～第3段階の負担軽減を図りました。
- 介護給付費準備基金を活用し、保険料の上昇を抑制**

みんなで支える介護保険

介護保険給付にかかる費用は、40歳以上のおなさんが納める「介護保険料」と、国・県・市が負担する「公費」を財源として運営されています。それぞれの世代が負担し合い、社会全体で高齢者の介護を支える仕組みになっています。

〈介護保険の財源〉



＋
サービスの利用者負担

第9期（令和6～8年度）介護保険料

所得段階	住民税課税状況		対象者	保険料率	年間保険料 (月額)
	本人	世帯			
1	非課税	非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●その他の合計 所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.285	22,230 円(1,853 円)
2			その他の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.4	31,200 円(2,600 円)
3			その他の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.685	53,430 円(4,453 円)
4	課税	課税	その他の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.9	70,200 円(5,850 円)
5			その他の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額	78,000 円(6,500 円)
6			合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	93,600 円(7,800 円)
7			合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	101,400 円(8,450 円)
8			合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	117,000 円(9,750 円)
9			合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.65	128,700 円(10,725 円)
10			合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	148,200 円(12,350 円)
11	課税	課税	合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	163,800 円(13,650 円)
12			合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	179,400 円(14,950 円)
13			合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	基準額×2.4	187,200 円(15,600 円)
14			合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.45	191,100 円(15,925 円)
15			合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.75	214,500 円(17,875 円)

※住民税課税状況は、前年中(1月～12月)の所得を対象とした当該年度の住民税課税状況で判定します。

※世帯は、当該年度4月1日時点の世帯状況で判定します。ただし、年度途中で65歳になった人、転入した人は、その時点の世帯状況で判定します。

問 介護長寿課 ☎893-4411 内線4121～4123